

令和8年4月22日

令和8年

第6回野洲市教育委員会定例会  
議案書関係資料

野洲市教育委員会

## 関係資料

### 議案第 20・21 号 関係資料

- ・野洲市立幼稚園並びに野洲市立小学校及び中学校における学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する規則

### 議案第 22・23 号 関係資料

- ・野洲市いじめ防止等対策条例

### 議案第 24・25 号 関係資料

- ・野洲市社会教育委員条例

### 議案第 26 号 関係資料

- ・野洲市学校運営協議会規則
- ・学校運営協議会設置申請

### 議案第 27 号 関係資料

- ・野洲市学校給食負担金徴収規則
- ・滋賀県市町等給食費負担軽減交付金交付要綱
- ・滋賀県市町等給食費負担軽減交付金実施要領

### 議案第 28・29 号 関係資料

- ・野洲市図書館条例

### 議案第 30 号関係資料

- ・野洲市文化財保護条例
- ・野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則
- ・野洲市指定文化財の解除について（答申書）
- ・野洲市指定文化財の解除について（資料画像）

○野洲市立幼稚園並びに野洲市立小学校及び中学校における学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する規則

令和 2 年 4 月 1 日

教育委員会規則第11号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）の規定に基づき野洲市立幼稚園並びに野洲市立小学校及び中学校に置く学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 6 教委規則 9 ・ 令 6 教委規則14 ・ 一部改正)

(委嘱)

第 2 条 学校医等については、野洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(任期)

第 3 条 学校医等の任期は、当該学校医等の委嘱を受けた者からの辞職の申出により、教育委員会が当該者を解嘱するまでの間とする。

(担当学校)

第 4 条 学校医等が担当する学校は、医師会、歯科医師会及び薬剤師会（以下「医師会等」という。）の意見を聴いて教育委員会が決定する。

(身分)

第 5 条 学校医等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 3 号に定める非常勤の特別職とする。

(報酬の額等)

第 6 条 学校医等の報酬の額、支給方法等は、野洲市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年野洲市条例第48号）に定めるところによる。

(公務災害補償)

第 7 条 学校医等の公務災害補償については、野洲市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成16年野洲市条例第87号）及び野洲市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成16年野洲市教育委員会規則第27号）の定めるところによる。

(学校医等の変更)

第 8 条 教育委員会は、学校医等が死亡又は自己都合により変更を必要とするときは、医師会等の意見を聴いて、直ちに決定しなければならない。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、医師会等と協議のうえ教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年教委規則第9号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和6年教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

## ○野洲市いじめ防止等対策条例

平成27年 3月27日

条例第 3 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 野洲市いじめ問題対策連絡協議会（第 9 条—第 17 条）

第 3 章 野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会（第 18 条—第 24 条）

第 4 章 野洲市いじめ問題再調査委員会（第 25 条—第 27 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の目的を達成するために、市におけるいじめの防止等に関し基本理念を定め、市及び学校、保護者、市民並びに事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等に関する取組を社会全体で推進し、もって全ての児童等が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの未然防止、早期発見及び対処をいう。
- (3) 学校 野洲市立学校条例（平成16年野洲市条例第84号）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 前号に規定する学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 児童等の親権を有する者、未成年後見人その他の児童等を現に監護する者をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者（第 3 号に規定する学校に通学する者を除く。）をいう。
- (7) 事業者 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びに児童等が関わる事業又は活動を行う個人及び団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 市及び学校、保護者、市民並びに事業者は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、一人ひとりの尊厳を大切にするとともに、互いに尊重し合う社会を実現するため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的にいじめの防止に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、いじめの防止等に関係する機関（警察署、子ども家庭相談センター、少年センターその他いじめの防止等に関係する機関及び団体をいう。以下同じ。）と連携して、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を負う。

(学校の責務)

第5条 学校及び学校の教職員は、基本理念に基づき、その学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(令6条例6・一部改正)

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第7条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、地域において児童等に対する見守りを行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者は、いじめを発見した場合は、市、学校又はいじめの防止等に関係する機関に情報を提供するよう努めるものとする。

(野洲市いじめ防止基本方針)

第8条 市は、基本理念に基づき、いじめの防止等に係る対策の基本的な考え方及びその推進に必要な事項を定め、かつ、社会全体でいじめの防止等に取り組むため、野洲市いじめ防止基本方針を定めるものとする。

第2章 野洲市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第9条 法第14条第1項の規定に基づき、野洲市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関の連携の推進に関し必要

な事項を協議するものとする。

(組織)

第11条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「協議会委員」という。）は、次に掲げる者で構成し、第3号から第9号までに掲げる者については、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長
- (2) 教育長
- (3) 滋賀県守山警察署員
- (4) 野洲市立小中学校長
- (5) 滋賀県子ども家庭相談センター職員
- (6) 守山野洲少年センター所長
- (7) 市の職員
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 前項第3号から第9号までに掲げる協議会委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、協議会委員が欠けた場合における補欠の協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第12条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、教育長がその職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、協議会委員の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。
- 4 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第14条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第15条 協議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学務課において処理する。

(令6条例6・一部改正)

(委任)

第17条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 第3章 野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会

(設置)

第18条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第19条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

- (1) いじめの防止等のための対策に関する調査研究
- (2) 法第28条第1項に規定する重大な事態に係る事実関係の調査

(組織)

第20条 専門委員会の委員(以下「専門委員」という。)は、5人以内で構成し、法律、心理、福祉、青少年健全育成等に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 専門委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第21条 教育委員会は、専門委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(委員長)

第22条 専門委員会に委員長を置き、専門委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した専門委員がその職務を代理する。

(会議)

第23条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、専門委員会の会議の議長となる。
- 3 専門委員会の会議は、専門委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 4 専門委員会の会議の議事は、専門委員及び議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(準用)

第24条 第14条から第17条までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第14条及

び第17条中「会長」とあるのは「委員長」と、第14条、第16条及び第17条中「協議会」とあるのは「専門委員会」と、第15条中「協議会委員」とあるのは「専門委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

#### 第4章 野洲市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第25条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、野洲市いじめ問題再調査委員会（次条及び第27条において「再調査委員会」という。）を置くことができる。

(令6条例6・一部改正)

(所掌事務)

第26条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、第19条第2号に規定する調査の結果について必要な調査審議を行う。

(準用)

第27条 第14条から第17条まで及び第20条から第23条までの規定は、再調査委員会について準用する。

この場合において、第14条及び第17条中「会長」とあるのは「委員長」と、第14条、第16条及び第17条中「協議会」とあるのは「再調査委員会」と、第15条中「協議会委員」とあるのは「調査委員及び臨時委員」と、第16条中「教育委員会事務局学務課」とあるのは「総務部総務課」と、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第23条中「専門委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第20条、第22条第1項及び第3項並びに第23条第3項及び第4項中「専門委員」とあるのは「再調査委員」と、第20条第1項並びに第21条第1項及び第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(令6条例6・一部改正)

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年条例第6号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○野洲市社会教育委員条例

平成16年10月 1 日

条例第89号

改正 平成26年 3 月27日条例第 6 号

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

(平26条例 6 ・ 一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。

付 則（平成26年条例第 6 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

## ○野洲市学校運営協議会規則

令和 4 年 8 月 26 日

教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定により、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置その他必要な事項について定めるものとする。

(設置)

第 2 条 野洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管に属する市立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校をいう。以下この項及び次条において同じ。）ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条の5第 1 項ただし書の規定により、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を設置するときは、あらかじめ、協議会を設置しようとする対象学校（法第47条の5第 2 項第 1 号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の校長又は園長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、対象学校を決定し、当該対象学校の校長又は園長に対して通知するものとする。

(令 6 教委規則 5 ・ 一部改正)

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第 3 条 対象学校の校長又は園長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、法第47条の5第 4 項の規定により、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 学校への必要な支援に関すること。
- (4) その他対象学校の校長又は園長が必要と認める事項。

2 対象学校の校長又は園長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(令 6 教委規則 5 ・ 一部改正)

(対象学校の校長又は園長の意見聴取)

第 4 条 協議会は、法第47条の5第 6 項及び第 7 項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長又は園長の意見を聴くものとする。

(令 6 教委規則 5 ・ 一部改正)

(学校運営等に関する評価)

第 5 条 協議会は、毎年度、対象学校の運営状況について評価を行い、その結果を教育委員会に報告す

るものとする。

(住民の参画の促進のための情報提供)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、当該対象学校の園児、児童又は生徒の保護者及び地域住民(次項において「保護者等」という。)の理解、協力及び参画が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、保護者等に対して、当該対象学校の運営及びそれに必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(令6教委規則5・一部改正)

(組織)

第7条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内(幼稚園においては5人以内)とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、あらかじめ、対象学校の校長又は園長から意見を聴くものとする。

(令6教委規則5・一部改正)

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動又は宗教活動に利用すること。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その意に反してこれを解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 前条の規定に反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行ができないと認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(任期)

第10条 協議会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命のあった日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(令6教委規則5・一部改正)

(会長及び副会長)

第11条 協議会にそれぞれ会長及び副会長を置き、当該協議会に属する委員の互選により選任する。

2 会長は、当該協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令6教委規則5・旧第12条繰上)

(議事)

第12条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、対象学校の校長又は園長と協議の上、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、各学期に1回の定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催することがきる。

(令6教委規則5・旧第13条繰上・一部改正)

(対象学校の職員の任用に関して意見を述べる事項)

第13条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の任用に関する事項(特定の個人に係るものを除く。)のうち、次に掲げるものとする。

(1) 対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

(令6教委規則5・旧第14条繰上)

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(令6教委規則5・旧第15条繰上)

付 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

付 則(令和6年教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(野洲市幼稚園評議員規則の廃止)

2 野洲市幼稚園評議員規則(平成16年野洲市教育委員会規則第19号)は、廃止する。

## 学校運営協議会の設置にかかる申請について

申請日：令和8年4月1日

任 期：令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 野洲市立中主小学校

#### 1 学校運営協議会の設置について

本校の学校運営協議会は令和5年度より本格的な活動を実施し、保護者や地域住民等が学校運営に参画することが可能となる「地域とともにある学校」をつくるために活動してきた。そして、地域住民等も本校の児童を育てる当事者となってもらい、本校の教育目標や課題を共有してきた。このことによって、家庭、地域と学校の連携・協働の取組が充実し、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めてきたところである。

本校は以前から、保護者や地域の方々が「地域の学校」という意識で学校教育活動に参画・協力しようとする気風がある。そこで校長の権限と責任の下、保護者と地域住民等の学校運営の参画ならびにこれらとの連携・協力をさらに促進することにより、学校と保護者及び地域住民等の信頼関係をより深めることができると考えている。また、学校運営協議会を充実させることが、学校運営の改善ならびに本校児童の健全育成を図ることができるものと思われる。

したがって、今後、保護者や地域の思いや願いを学校運営及び学校経営に反映させた魅力ある学校づくりをめざすため、今年度も学校運営協議会設置を申請する。

#### 2 学校運営協議会委員

川端一 浦谷ふみ子 北浦真子 関司篤人 北脇晴彦 田中秀喜 馬場英清 (7人)

### 野洲市立篠原小学校

#### 1 学校運営協議会の設置について

「好きです、篠原」といえる子ども、予測のたたない未来を自分の足でたくましく歩けるためにも「自分で考え、思考し、粘り強くやってみることができる子ども」を育てるため、人との出会い、地域の自然や文化との出会い、体験的活動を大切にした教育の充実を図り「篠原らしい」地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりをすすめてきた。

今年度も引き続き、学校運営協議会設置により、学校・家庭・地域の協働が一層進み、学校の課題や取組に深くかわり、ともに解決する方策を検討していけると考える。地域の方々の思いや願いを学校運営に反映させながら魅力ある学校づくりに生かしていきたいと考え、設置を申請する。

## 2 学校運営協議会委員

橋本雅昭 木村貞樹 堤敏次 高谷栄一 富田由紀子 萩原玉子 松下孝志（7人）

### 野洲市立祇王小学校

#### 1 学校運営協議会の設置について

学校運営協議会は、保護者や地域住民等が学校運営に参画することが可能となる「地域とともにある学校づくり」を進めるための有効な仕組みである。学校運営協議会を設置することにより、保護者や地域住民等も教育の当事者となり、さらに子どもの教育に関する課題や目標を共有することで、家庭や地域、学校の連携協働の取組が充実し、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

祇王小学校は以前から、保護者や地域の皆様が「おらが学校」という意識で学校教育活動に参画し協力しようとする気風が強い。そこで校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営の参画ならびにこれらとの連携・協力をさらに促進することにより、学校と保護者及び地域住民等の信頼関係をより深め、学校運営の改善ならびに児童の健全育成を図ることができる。令和7年度は、よりよい学校づくりに向け、月1回会議を開いて気軽に熟議し、学校サポートルーム（ひまわりルーム）や地域の見守り隊（見まわりひまわり隊・読み聞かせひまわり隊・おそうじひまわり隊）をつくり、発展させるなど、地域の力を学校に取入れ、学校の元気を地域に届ける取組や働き方改革を進めることができた。また、児童と学校運営協議会委員がよりよい学校に向けて話合う「しゃべり場」を立ち上げ、今年度もその充実を図っていきたいと考えているところである。

今後も、保護者や地域の思いを学校運営及び学校経営へ反映させた魅力ある学校づくりをめざすため、学校運営協議会設置を申請する。

## 2 学校運営協議会委員

諸頭亮彦 松並典子 細井忠 喜屋武圭介 北脇きよみ 戸倉千尋（6人）

### 野洲市立三上小学校

#### 1 学校運営協議会の設置について

以前から同窓会や応援団を中心に「地域の学校」という意識をもって、教育活動に協力していただいていた三上地域。学校運営協議会を継続発展させることにより、地域の自然や文化を深く知り継承していく三上の子どもの育成をめざした学校、家庭、地域の協働が一層進んでいくと考えられる。

また、地域の願い、学校の願いを大切にされた協議を重ね、子ども・保護者・地域・教

職員みんながいきいきと元気になる地域とともにある三上小学校の実現を目指すため、学校運営協議会を申請する。

## 2 学校運営協議会委員

市木勝彦 土井妙子 市木真 小口高典 森本恭子 浅田真澄 奥野智恵子  
大久保保尚（8人）

### 野洲市立野洲小学校

#### 1 学校運営協議会の設置について

学校教育目標「わたし ひと まち 大すき 野洲っ子の育成 ～みんなが明日また来たいと思える学校に やさしさ・協力・仲間を想う～」のもと、自分が生まれた場所、住む地域への愛着をもち、地域の担い手となる野洲っ子の育成を学校と地域の共通の目標として掲げ、学校運営をしていきたいと考え取り組みを進めてきている。

本校区では、以前から保護者・地域の方々は「地域の学校」と考え、教育活動に協力しようという意識があった。特に平成 24 年度に活動を始めた野洲市学校応援団事業「野洲っこ応援団」では、「子ども達の学校生活を応援する」を趣旨として、多くの保護者や地域の方々が継続して活動してくださっている。

その野洲っ子応援団が、令和 7 年度末をもって解団となった。応援団サポーター様による支援のおかげで、本校の児童は安心して学んでいた。また、地域の方とつながる貴重な場でもあった。ただ、地域の方は、学校に協力したいと思ってくださっている。

本校の児童に様々な人々とつながる力、地域に自ら関わろうとする力をつけたいこと、地域の方が学校に協力したい、子どもたちと一緒に活動したいと思ってくださっていることから、それらを生かす仕組みや地域とともにある教育課程をつくっていききたいと考え、令和 8 年度の設置を申請する。

## 2 学校運営協議会委員

太田秀司 藤原茂樹 深田知広 林かずみ 山本純子 山口陽子 藤井美幸  
田中恭子（8人）

### 野洲市立北野小学校

#### 1 学校運営協議会の設置について

本校は、市内小学校で創立からの歴史が一番浅い。校区の地域においては、新興住宅地域の住民が多くの割合を占める。児童数はここ数年の住民の増加に伴って、令和 6 年度以降最大の児童数となる。また、保護者の教育に関する関心は高く、学校教育活動へ

の理解や協力もある。しかし、「地域で子どもを育てる」といった地域教育力に関しては、十分といえない面が感じられる。

学校運営協議会が設置され、学校・家庭・地域の協働を通じて、相互理解を深め、地域住民の方々に学校の課題や取り組みについては一定の成果が見られた。特に協議会委員の企業と協働して取り組んだ理科および総合的な学習の時間の授業では、児童に利益を直接還元できる取り組みとして大きな役割を果たしている。今度もさらに、ともに実践の方策を検討し、充実させていくことが必要と考える。地域の方々の思いや願いを学校運営に反映させながら、魅力ある学校づくりに生かしていきたいと考え、設置を申請する。

## 2 学校運営協議会委員

田中康嗣 勝田英実 橘円 於久修三 東郷晃子 八木尾雅典 加藤由美江 (7人)

### 野洲市立中主中学校

#### 1 学校運営協議会の設置について

中主学区の地域の方々はこれまでから「地域の学校」という意識をもって、学校の教育活動に積極的に協力いただいていた。また、幼小中12年間の一貫教育をめざし、連携して統一教育目標を定め取組を進めてきた。学校運営協議会の設置により、学校の課題や取組について地域との共有化が進み、地域の子どものための課題解決に向けて共同でできるようにもなってきている。

今般、学校運営協議会を継続して設置することにより、組織的・計画的に学校・家庭・地域の連携協働が一層進み、「地域の子どもは地域で育てる」という意識とその取組をさらに充実したものへと深めることができると考える。また、地域住民の生きがいや生涯学習に資する取組とすることにより、学校を核とした地域力の強化にも寄与していきたい。

中主中学校学校運営協議会委員委嘱にあたる意見に関しては、これまで中主学区で培われてきた地域学校協働活動を継承し、より推進できる人員によるものとし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5および野洲市学校運営協議会規則に定められる権限と責任を有し、中主中学校学校運営協議会を適切に運営できる者としていたい。

## 2 学校運営協議会委員

西川典子 田中修 南出久仁子 杉江保彦 関司篤人 鈴木健 木村茂和 (7名)

## 野洲市立野洲中学校

### 1 学校運営協議会の設置について

社会の多様性のみならず生徒や保護者の価値観も多様化してきている。これまでどおりの学校の教育活動に留まることなく、さまざまな経験をもつ地域人材を活用することで今の地域や社会が求めている教育活動が展開することで、教育効果が得られるものと考え。3年間の取組を踏まえ、引き続き学校運営協議会を設置することにより、より一層、学校と地域が「めざす子どもの姿」を共有し、熟議を重ねて、教育効果の向上ならびに魅力ある学校づくりを推進することを目的に、野洲中学校運営協議会の設置を申請する。

### 2 学校運営協議会委員

駒井朔男 三村益夫 高畠雅子 山本一郎 松山裕子 北村友香 (6人)

## 野洲市立野洲北中学校

### 1 学校運営協議会の設置について

本校は、令和8年度で、設置4年目となる。当初は、学校評議員会のようなもので学校からの報告会のようなものであったが、3年目から、地域主導で、学校の課題を解決して居いこうという組織になりつつある。

そこで、地域が主体的に学校の課題や生徒、教員を思い、どう改善していくか、どのような力をつけたいかなどをコミュニティ・スクールの仕組みや機能を生かして、学校と保護者・地域が協働して取り組んでいきたい。また、中学校が抱える「部活動地域展開」や「学校環境」の変革や高等専門学校などの連携など未来に向け、ともに考えたいと思う。

保護者・地域の方の思いや願いを学校運営に反映し、持続可能な地域づくりにも参画する中学生の育成を目指し、学校運営協議会の設置を申請する。

### 2 学校運営協議会委員

竹内裕貴 山路和央 藤村厚 深田知広 森良基 佐藤真耶 加藤庸子 (7人)

## 野洲市立中主幼稚園

### 1. 学校運営協議会の設置について

中主学区は、「中主っ子家庭教育スタンダード」や「中主学区カレンダー」が作成されるなど、かねてより、幼小中学校との連携が強く、保護者や地域の方々の協力も大変厚い地域である。こうした状況も踏まえ「地域の子どもを地域みんなで育てよう」

という願いのもと、中主学区の12年間統一目標や園目標の達成に向けて園と保護者、地域が協働しながら園運営を進めていくことが更に求められている。

また、就学前の子どもたちにとって、地域との交流活動や地域での原体験は今後の子どもの育成や学びに大きくかかわり、地域を愛する心に繋がると考える。また、地域の多様な人材や資源を教育活動に取り入れることで、子どもたちの学びの幅が広がり、保護者と園、地域のつながりも一層深まると考える。

そこで、今後の教育活動により活かせるように、学校運営協議会の設置を申請する。

## 2. 学校運営協議会委員

田中明奈 川端一 田中康子 田中元輝（4名）

### 野洲市立祇王幼稚園

#### 1. 学校運営協議会の設置について

祇王学区は「子どもたちのためにできることをしたい」という意識をもち、地域の中でかかわりを広げ、協力しようと活動されている方も多く、幼稚園の教育活動や保護者の子育てを支えていこうとする支持的な風土がある。幼稚園では、令和8年度より設置された学校運営協議会により、園と家庭、地域の連携、協力がより深まり、子どもの育ちを支えるために共に取り組んでいるところである

令和8年度もめざす子どもの姿を共有し、「祇王を愛する心豊かな子どもたち」を育んでいけるよう、継続した連携、協働をしていきたいと考え、設置を申請する。

## 2. 学校運営協議会委員

松並典子 北脇きよみ 竹内ひとみ 苗村杏子 増穂優海（5名）

### 野洲市立野洲幼稚園

#### 1. 学校運営協議会の設置について

地域との交流活動を継続して進めてきたことで、地域の方、園児が互いに親しみをもち、かかわる姿がみられ、活動内容も少しずつ浸透してきている。

今年度も引き続き協働しながら教育活動を展開していくことで、育てたい子どもの姿につながる教育効果が得られると考える。園と地域がめざす子どもの姿を共有し、園・家庭・地域がともに協働しながら、園の課題や取り組みに深くかかわり、解決する方策を検討していきたい。保護者、地域の方々の思いや願いを園運営に反映させながら、魅力ある園づくりにつなげたいと考え、設置を申請する。

## 2. 学校運営協議会委員

上田智子 藤原幸子 田中恭子 森岡香織 外田順一（5名）

### 野洲市立北野幼稚園

#### 1. 学校運営協議会の設置について

令和8年度から学校運営協議会を設置し2年が経過した。本園の保護者は以前から園の教育活動に協力的であったが、コミュニティ・スクールの活動が保護者にも少しずつ浸透し、「子どものために」「園のために」と、積極的に活動する保護者の輪が広がってきている。また、地域の方々も園行事に協力的である。学校運営協議会の設置により、園・家庭・地域の協働が一層進み、園や地域の課題を共有しながら、具体的な方策を検討し、実践につなげていけると考え、設置を申請する。

#### 2. 学校運営協議会委員

川崎純子 高野真知子 小川美知 上田麻衣子（4名）

○野洲市学校給食負担金徴収規則

平成21年 3 月27日

教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、野洲市学校給食センター（次条第 3 号及び第 4 条第 1 項第 9 号において「給食センター」という。）が実施する給食（以下「給食」という。）に要する経費に対する負担金（以下「給食負担金」という。）の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(令 6 教委規則 1 ・一部改正)

(給食の対象者)

第 2 条 給食は、次の者を対象に実施する。

- (1) 市立の小学校及び中学校に在学する児童及び生徒並びにこれらの学校に所属する職員
- (2) 市立の幼稚園及び認定こども園に在園する園児並びにこれらの幼稚園又は認定こども園に所属する職員
- (3) 給食センターの業務に従事する職員及び学校栄養職員
- (4) その他教育委員会が認める者

(令 4 教委規則 4 ・令 6 教委規則 1 ・一部改正)

(給食負担金の負担)

第 3 条 給食負担金は、給食を受ける児童、生徒及び園児の保護者、職員及び前条第 4 号に規定する者の負担とする。

(令 6 教委規則 1 ・一部改正)

(給食負担金の額)

第 4 条 給食負担金の月額、次のとおりとする。

- (1) 小学校の児童の保護者 4,200円
- (2) 小学校に所属する職員 4,200円
- (3) 中学校の生徒の保護者 4,900円
- (4) 中学校に所属する職員 4,900円
- (5) 幼稚園の園児の保護者 3,400円

- (6) 幼稚園に所属する職員 3,400円
- (7) 認定こども園の園児の保護者 3,400円
- (8) 認定こども園に所属する職員 3,400円
- (9) 給食センターに所属する職員 4,900円

2 前項の規定にかかわらず、毎年8月は、給食負担金を徴収しないものとする。

3 第2条第4号に規定する者に係る給食負担金の額は、別に定める。

(平26教委規則4・令元教委規則4・令6教委規則1・一部改正)

(給食負担金の減免)

第5条 災害その他教育委員会が特に必要と認める場合は、前条第1項の規定にかかわらず、給食負担金を減免することができる。

2 前項に規定するもののほか、野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年野洲市条例第4号）第13条第4項第3号ア及びイに規定する者に対する副食の費用は、免除する。

(平23教委規則5・追加、令元教委規則4・令6教委規則1・一部改正)

(給食負担金の納付)

第6条 給食負担金の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

(平23教委規則5・旧第5条繰下)

(給食負担金の納付期限)

第7条 給食負担金の納付期限は、原則として給食を実施する月の末日とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(平23教委規則5・旧第6条繰下、令元教委規則4・令6教委規則1・一部改正)

(給食負担金の還付)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給食負担金を還付する。ただし、その対象となった者が児童、生徒又は園児である場合の還付の相手は、当該者の保護者とする。

- (1) 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者が、月の途中で死亡し、若しくは転出した場合又は病気若しくは事故その他の理由により、給食を実施しない日が同一月の間に5日以上続いた場合（あらかじめその者（児童、生徒又は園児の場合は、保護者とする。）から連絡があったときに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合

2 給食負担金を還付する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 別に定める1日当たりの単価に当該第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者に対する給食を実施しない日数を乗じて得た額（その額が第4条第1項各号のいずれかに該当する号に定める月額を超える場合は、当該月額とする。）

(2) 前項第2号に掲げる場合 教育委員会が別に定める額

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者が、月の途中で転出し、又は病気その他の理由により、給食を実施しない日が同一月の間に5日以上続くことが事前に明らかである場合（あらかじめその者（児童、生徒又は園児の場合は、保護者とする。）から連絡があったときに限る。）は、給食負担金をあらかじめ前項の規定に基づき算定した還付する額を当該区分の月額から減じた額により徴収することができる。

（平23教委規則5・旧第7条繰下、令4教委規則4・令6教委規則1・一部改正）

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、給食負担金の徴収に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（平23教委規則5・旧第8条繰下）

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（令2教委規則4・旧附則・一部改正）

（令和2年度における給食負担金の特例）

2 令和2年度における給食負担金は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年8月に給食負担金を徴収できるものとする。

（令2教委規則4・追加）

付 則（平成23年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年教委規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和元年教委規則第4号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条第1項第4号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年教委規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の野洲市学校給食負担金徴収規則第8条の規定は、令和4年8月1日以後に実施する給食に係る学校給食負担金の徴収から適用し、同日前に実施した給食に係る学校給食負担金の徴収は、なお従前の例による。

付 則（令和6年教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第4条第1項第1号、第3号、第5号及び第7号の規定は、令和8年4月1日から適用し、この規則による改正前の野洲市学校給食負担金徴収規則第4条第1項第1号に規定する小学校の児童の保護者、第2号に規定する中学校の生徒の保護者、第3号に規定する幼稚園の園児の保護者及び第4号に規定する保育園の園児の保護者に係るこの規則の施行の日から同年3月31日までのそれぞれの給食負担金の月額については、なお従前の例による。

（令7教委規則2・一部改正）

付 則（令和7年教委規則第2号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 滋賀県市町等給食費負担軽減交付金交付要綱

### (通則)

第1条 滋賀県市町等給食費負担軽減交付金（以下「交付金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）ならびに滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この交付金は、滋賀県内の市町および、滋賀県立学校のうち、学校給食を実施する学校の給食会計管理者が小学校、義務教育学校前期課程および特別支援学校小学部（以下「小学校等」という。）の設置者として学校給食費の負担軽減等を行う事業（以下「滋賀県市町等給食費負担軽減事業」という。）を実施するために必要となる経費を県から市町等に対して交付することにより、もって学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む市町等への支援を行うことを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「学校給食」とは、学校給食法第3条第1項に定める「学校給食」をいい、「学校給食費」とは、同法第11条第2項に定める「学校給食費」をいう。

### (交付の対象者)

第4条 交付金の交付の対象となる者は、滋賀県市町等給食費負担軽減事業を実施する市町（市町の組合を含む。）および、滋賀県立学校のうち、学校給食を実施する学校の給食会計管理者（以下「交付金事業者」という。）とする。

### (交付の対象経費等)

第5条 知事は、滋賀県市町等給食費負担軽減事業を実施するために必要な経費のうち、交付の対象として認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

- 2 事業の内容、交付対象経費および交付金の額は別表のとおりとする。
- 3 県から市町等への交付金の交付は、給食負担軽減交付金交付要綱（令和8年3月24日文科科学大臣決定）により国から交付される交付金を活用して行う

ものとする。

(交付の申請)

第6条 交付金事業者は、交付金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書（別紙様式第1）を知事に提出しなければならない。

2 交付金事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（別紙様式第2）により速やかにその決定の内容およびこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

2 交付の申請が知事に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の通知を受けた者は、交付金の交付の決定の内容またはこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、知事が別に定める期日までに交付申請取下げ書を提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第9条 交付金事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難または不適當である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができる。

(事業の変更)

第10条 交付金事業者が、事業の内容および経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（別紙様式第3）を提出し、その承認を得なければならない。ただし、事業の目的を変えないで、交付金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、目的の達成をより効率的にする軽微な変更についてはこの限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、または条件を附すことがある。

（事業の中止または廃止）

第11条 交付金事業者は、事業を中止または廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（別紙様式第4）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

（事業遅延の届出）

第12条 交付金事業者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（別紙様式第5）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告および調査）

第13条 知事は、必要があると認めるときは、交付金事業者に対し、事業の状況に関する報告を求め、またはその状況を調査することができる。

（実績報告書）

第14条 交付金事業者は、事業が完了した場合または事業の廃止の承認があった場合には、事業の完了した日もしくは事業の廃止の承認があった日から1か月を経過した日または3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別紙様式第6）を提出しなければならない。

2 交付金事業者は、交付金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、交付金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月20日までに、前項に準ずる実績報告書を提出しなければならない。

3 前2項の場合において、実績報告書の提出期限について知事の承認を受けたときは、その期限によることができる。

4 第2項に規定する実績報告書には、翌会計年度に行う事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

(交付金の額の確定)

第15条 知事は、前条第1項（同条第2項において準ずる場合を含む。）の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査および必要に応じて行う調査により、事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容およびこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者へ通知するものとする。

2 知事は、交付金事業者へ交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第16条 必要があると認められる場合は、交付金の全部または一部について概算払することができる。

2 交付金事業者は、前項により交付金の支払を受けようとするときは交付金支払請求書（別紙様式第7）を提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、第11条の事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または次の各号の一に該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

(1) 交付金事業者が、法令、本要綱、交付金の交付の決定の内容もしくはこれに附した条件または法令もしくは本要綱に基づく処分もしくは指示に違反した場合

(2) 交付金事業者が、交付金を事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付金事業者が、事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定により第7条第1項の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、知事は交付した交付金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場

合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、  
年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく交付金の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

(交付金の経理)

第 18 条 交付金事業者は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿および収支に関する証拠書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(交付金調書)

第 19 条 交付金事業者は、当該事業に係る歳入歳出の予算書ならびに決算書における計上科目および科目別計上金額を明らかにする調書(別紙様式第 8)を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 20 条 交付金事業者は、適正化法、施行令または本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 21 条 前条までに定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表

事業の内容	交付対象経費	交付金の額
<p>(1) 学校給食に係る食材費を支援し、児童の保護者の学校給食費に係る負担軽減を図る事業</p> <p>(2) 学校給食実施校における非喫食者（主としてやむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者をいう。）に対する金銭給付その他の給付を実施する事業</p>	<p>(1) 会計年度内における小学校等における学校給食に係る食材費</p> <p>(2) 非喫食者に対する給付に係る事業に要する経費として公立の小学校等の設置者が負担する費用のうち、別途定める児童1人当たりの基準額までの食材費の額に相当するものと認められる給付に係るもの</p> <p>ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の対象者、学校給食法第12条第2項による要保護児童生徒援助費補助金の対象者または特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援教育就学奨励費負担金の対象者である場合は、別途定めるところに従い、当該対象者に係る経費は交付対象経費から除く。</p>	<p>左に定める交付対象経費とする。</p> <p>ただし、学校給食の区分に応じ、別途定める児童1人当たりの基準額の範囲内で交付金事業者が申請した額に、対象となる学校の在籍児童数および11を乗じた額の合計額</p>

## 滋賀県市町等給食費負担軽減交付金実施要領

### 1 通則

滋賀県市町等給食費負担軽減交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、滋賀県市町等給食費負担軽減交付金（以下「交付金」という。）に係る交付の実施について必要な事項を本実施要領で定めるものとする。

### 2 実施の主体

滋賀県市町等給食費負担軽減事業（要綱別表の事業の内容欄に規定する事業をいう。以下同じ。）の実施主体は市町および、滋賀県立学校のうち、学校給食を実施する学校の給食会計管理者とする。

### 3 交付対象経費

#### (1) 交付対象経費の取扱い

滋賀県市町等給食費負担軽減事業に係る交付対象経費は、要綱別表に規定のとおりとする。ただし、学校給食費の抜本的負担軽減に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、本事業に係る経費と国や都道府県による他の事業や市町等が持つ他の事業の経費を明確に区分して経理すること。

#### (2) 交付金の上限額

滋賀県市町等給食費負担軽減事業に係る交付金の上限額は、以下のとおりとする。

小学校等における当該年度の在籍児童数 × 以下に示す基準額の範囲内で各市町村が申請する額 × 11か月

#### 【基準額】

	小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校小学部
完全給食	5,200 円	6,200 円
補食給食	4,800 円	5,800 円
ミルク給食	1,200 円	1,200 円

#### (3) 交付対象経費に関する留意事項

市町等は、上記に規定に基づくもののほか、以下に留意しなければならない。

- ① 交付対象経費の算定にあたっての「当該年度の在籍児童数」については、当該年度の5月1日の給食を実施している公立の各小学校等の在籍児童数の合計から、下記②の児童数を除いた人数とする。

- ② 在籍児童数の算定に当たって、生活保護法第 13 条に規定する教育扶助の対象者に係る児童や、学校給食法第 12 条第 2 項による要保護児童生徒援助費補助金の対象者に係る児童については、交付金の対象から除く。
- ③ 特別支援学校小学部においては、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を上限とする。当該奨励費負担金により学校給食費の全額が支援される場合（I 区分に分類される場合）に係る児童については、交付金の対象から除く。
- ④ 上記（2）の交付金の上限額は、学校給食に係る食材費を支援し、児童の保護者の学校給食費に係る負担軽減を図る事業（以下「食材費支援」という。）と学校給食実施校における非喫食者に対する金銭給付その他の給付を実施する事業（以下「非喫食者支援」という。）の総額に対する上限額とする。

#### 4 事業計画書の提出

交付金の交付を受けようとする市町等は、県が指定する期日までに、事業計画書を提出するものとする。

#### 5 実績報告書の提出

交付金の交付を受けた市町等は、県が指定する期日までに、積算の根拠となる証拠書類を添え、実績報告書を提出するものとする。

#### 6 事業実施にあたっての留意事項

滋賀県市町等給食費負担軽減事業を実施するにあたっては以下に留意しなければならない。

##### （1）食材費支援

- ① 上記 3（3）の交付対象経費の算定にあたっての児童数の考え方については、あくまで交付金の上限額の算定に際してのものであり、実際に学校給食費の負担軽減を行うにあたっては、途中転入するなど 5 月 1 日時点で在籍していない児童についても、他の在籍児童との間で取扱いに差が生じないようにすること。
- ② 支援の対象となる給食を実施している公立の小中学校等については、共同調理場の設置形態などを問わず、学校給食法施行令第 1 条に基づく学校給食の開設の届出を行い、学校給食法に基づき給食を実施している学校とすること。
- ③ 学校給食の区分についても、当該学校給食の開設の届出の内容を踏まえること。

##### （2）非喫食者支援（学校給食を実施する滋賀県立学校を除く）

- ① 非喫食者およびその保護者を対象とした金銭給付その他の給付を行う事業を実施する場合には、給付の目的として、やむを得ない事情により、恒常的に給食を喫食できないことについて学校給食費相当額の金銭給付または現物給付を行うものであることを明確化するとともに、当該事業の概要、当該事業に要する費用および交付対象経費等を記載した実施計画を策定し、知事に提出すること。
- ② 対象者は、給食実施校における在籍児童であって、主として、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者を想定している。やむを得ない事情としては、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の配慮が必要である場合等が考えられること。
- ③ 本事業により支援の対象となる金銭給付等の額については、児童一人につき、当該児童の在籍する学校における学校給食の区分に応じて、上記3(2)で市町等が申請する額 × 非喫食の期間を乗じた額を上限とすること。

#### 7 第三者への委託を行う際の留意事項

滋賀県市町等給食費負担軽減事業の全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあっても、その事業遂行に係る責は交付金事業者に帰するものとする。

#### 附 則

この要領は令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。



## ○野洲市図書館条例

平成16年10月 1 日

条例第92号

## (設置)

第1条 市民の図書、資料又は情報に対する要求に応え、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動により、市民の生涯にわたる学習活動を積極的に支援するとともに、図書館を核として人々が集い、ふれあい、情報の発信や学習をすること及び和み、楽しむことのできる住民の諸活動の情報交換の場として、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、野洲市図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(平19条例28・平21条例42・平28条例26・一部改正)

## (名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
野洲図書館	野洲市辻町410番地
野洲図書館中主分館	野洲市西河原2400番地

(平19条例28・平21条例42・平25条例11・一部改正)

## (職員)

第3条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

2 館長は、司書資格を有し、専門的職員の指導及び図書館運営に関し高い識見を有する者から、野洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

## (図書館協議会)

第4条 法第14条第1項の規定により、図書館に野洲市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(平21条例42・平24条例12・一部改正)

## (協議会の委員)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平21条例42・平24条例12・平28条例26・一部改正)

(入館料及び資料の利用料)

第6条 入館及び図書館資料の利用は、全て無料とする。

(平19条例28・平21条例42・平28条例26・一部改正)

(利用の許可)

第7条 図書館の会議室、工房室、スタジオ、ホール、ギャラリー及び中庭（以下「会議室等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、同様とする。

2 教育委員会は、図書館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(平30条例22・全改、令4条例13・一部改正)

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 前条第1項の規定による利用の許可を受けた者（第10条第1号において「利用の許可を受けた者」という。）は、その利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平30条例22・追加)

(利用の制限)

第9条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を禁止することができる。

- (1) その利用が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) その利用が図書館資料又は会議室等その他図書館の施設若しくはそれらの設備（以下「図書館資料等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その利用が営利を目的とするとき。
- (4) その利用が政治団体活動を目的とするとき。
- (5) その利用が図書館を利用するその他の者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (6) 多数の者が集合し、氣勢をあげ、又はけん騒を引き起こすおそれがあると認められるとき。
- (7) 図書館を利用する者（以下「利用者」という。）がこの条例又は館長、司書その他の職員の指示に従わないとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が利用し、若しくは利用に関係するとき、又はその利用がこれらの者の利益になると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、図書館の管理運営上支障があると認められるとき。

(平30条例22・追加)

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限すること（以下「取消し等」という。）ができる。この場合

において、教育委員会は、当該取消し等に伴う損害賠償の責めを負わない。

- (1) 利用の許可を受けた者が、この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反して会議室等を利用しようとするとき、又は利用したとき。
- (2) 会議室等を利用する目的が許可のときとその内容が異なったとき。
- (3) 災害その他の理由により会議室等の利用ができなくなったとき。
- (4) 市又は教育委員会が緊急に会議室等を利用する理由が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、図書館の管理運営上特に必要と認められるとき。

(平30条例22・追加)

(使用料)

第11条 会議室等の利用につき、そのうち有料とするものの使用料は、野洲市使用料条例（平成16年野洲市条例第62号）に定めるところによる。

(平30条例22・追加、令4条例13・一部改正)

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、図書館資料等の利用が終わったときは、速やかに当該図書館資料等を原状に回復しなければならない。第10条の規定により取消し等の処分を受けたときも、同様とする。

(平30条例22・追加)

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、故意又は過失により図書館資料等を汚損し、破損し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平30条例22・追加)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平19条例28・旧第9条繰上、平30条例22・旧第8条繰下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の野洲町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成14年野洲町条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成19年条例第28号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日までに、付則第5項の規定による改正前の野洲市図書館条例（平成16年野洲市条例第92号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成21年条例第42号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年条例第11号）

この条例は、平成25年5月7日から施行する。

付 則（平成28年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年条例第22号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（令和4年条例第13号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の野洲市使用料条例等（次項において「新条例」という。）の規定（次項を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

## ○野洲市文化財保護条例

平成16年10月 1 日

条例第100号

## (目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第 2 項の規定に基づき、文化財の保存及び活用に関する必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を深め、文化的向上に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

## (指定)

第 3 条 野洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市の区域内に所在する文化財のうち法及び滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号。以下「県条例」という。）により指定されたもの以外の文化財で重要と認めるものを野洲市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、無形文化財を指定するに当たっては、当該無形文化財の保持者又は保持団体（以下「保持者」という。）を認定しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は保持者若しくは権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 4 第 1 項の規定により指定又は第 2 項の規定による認定又は解除をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ第11条の規定による野洲市文化財保護審議会の委員（以下「委員」という。）の意見を聴くものとする。
- 5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、その旨を告示するとともに、有形文化財、民俗文化財及び記念物の所有者に指定書を、無形文化財の保持者に認定書を交付しなければならない。

## (解除)

第 4 条 教育委員会は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を解除することができる。

- (1) 指定文化財が滅失したとき。
  - (2) 指定文化財がその価値を失ったとき。
  - (3) 指定文化財が法及び県条例による指定を受けたとき。
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会において必要と認める理由があるとき。
- 2 前項の規定により指定を解除したときは、教育委員会は、その旨を告示するとともに、所有者か

ら指定書の還付を受けなければならない。

- 3 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散し、若しくは消滅したときは、保持者の認定は解除されるものとし、保持者のすべてが死亡したときは、指定を解除されるものとする。この場合、前項の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第5条 指定文化財の所有者又は保持者（以下「所有者等」という。）は、この条例並びにこの条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、指定文化財を管理し、又は修理しなければならない。

- 2 指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わって当該指定文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 指定文化財の所有者がない場合、又は判明しない場合は、教育委員会は、適当な団体を指定して必要な管理をさせることができる。

第6条 指定文化財の管理又は修理について多額の経費を要し、所有者、保持者又は管理団体がその負担に堪えないとき、その他特別の事情があるときは、教育委員会は、その一部に充てさせるために当該所有者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定は、法及び県条例により指定された文化財についても適用する。
- 3 第1項の規定による補助金の交付を受けた所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 管理などに関しこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。
  - (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(標識等の設置)

第7条 教育委員会又は所有者等は、指定文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標その他の施設を設置するものとする。

(届出)

第8条 指定文化財の所有者等又は管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する時は、速やかに教育委員会にその旨を届け出なければならない。

- (1) 指定文化財が滅失したとき。
- (2) 指定文化財の所在が変わったとき。
- (3) 指定文化財の所有者等に変更が生じたとき。
- (4) 指定文化財の所有者等又は管理責任者に、その氏名若しくは名称又は住所に変更が生じたとき。

(公開)

第9条 教育委員会は、指定文化財の所有者等又は管理責任者に対し指定文化財を出品し、又は公開を求めることができる。

2 教育委員会は、予算の範囲内において前項の規定による出品等のために要する経費を負担することができる。

(報告及び調査)

第10条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等又は管理責任者に対し管理等の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(文化財保護審議会の設置)

第11条 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議するため、教育委員会に野洲市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員)

第12条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員の任期は、特別の事項の調査が終了するまでとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中主町文化財保護条例（昭和42年中主町条例第26号）又は野洲町文化財保護条例（昭和41年野洲町条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、野洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を教育長に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

（平20教委規則4・平21教委規則5・平27教委規則3・一部改正）

(委任事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事（懲戒及び分限処分を含む。）に関すること。
- (5) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (6) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (7) 県費負担教職員（校長及び教頭に限る。）の任免その他の進退の内申に関すること。
- (8) 1件の予定価格が20,000,000円以上（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）の教育財産の取得を申し出ること。
- (9) 1件の予定価格が1億50,000,000円以上の工事の計画を策定すること。
- (10) 次に掲げる附属機関の委員その他法令又は条例に定めのある委員の任免並びに委嘱及び解嘱に関すること。
  - ア 社会教育委員
  - イ 図書館協議会委員
  - ウ 文化財保護審議会委員
  - エ 歴史民俗博物館協議会委員
  - オ 通学区域審議会委員
- (11) 附属機関への諮問の決定に関すること。
- (12) 行政不服申立て、訴訟等の処理に関すること。
- (13) 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の通学区域並びに幼稚園及び幼保連携型認定こども園（野洲市立幼保連携型認定こども園条例（令和5年野洲市条例第6号）第2条に規定する認定こども園のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育をつかさどる

施設をいう。)に入園できる通園区域を定め、又はこれを変更すること。

(14) 文化財を指定し、又は解除すること。

- 2 教育長は、前項の規定により委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

(平20教委規則4・全改、平21教委規則5・平23教委規則7・平27教委規則3・令5教委規則5・令6教委規則9・一部改正)

(重要かつ異例の事態の処理)

- 第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会に諮らなければならない。

(教育長の臨時代理)

- 第4条 第2条第1項各号に掲げる事項において、特に緊急を要するため教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は開くことができないときは、教育長が臨時に代理して、当該事項を処理することができる。

- 2 前項の処置については、次の定例会又は臨時会において教育長はこれを教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

- 3 前項の規定による報告事項は、第1項の規定により臨時に代理した事務の管理及び執行の状況とする。

(平19教委規則1・平27教委規則3・一部改正)

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則 (平成19年教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年教委規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年教委規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年教委規則第9号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和8年3月23日

野洲市教育委員会  
教育長 北脇 泰久 様

野洲市文化財保護審議会

委員 八杉 淳



委員 林 博通



委員 今井早奈枝



委員 川端 安子



野洲市指定文化財の指定解除について（答申）

令和8年3月12日開催の令和7年度野洲市文化財保護審議会にて諮問がありました野洲市指定文化財の指定解除について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 文化財の名称、員数等

別紙一覧表のとおり。

2. 答申の内容

別紙2件の文化財について、野洲市指定文化財の指定を解除する。

3. 解除の理由

別紙2件の文化財が令和7年3月18日 滋賀県告示第102号にて、滋賀県指定有形文化財の指定を受けたため。

(別紙) 一覧表 令和8年3月12日令和7年度野洲市文化財保護審議会資料

1. 野洲市指定文化財の解除について (諮問)

名称	員数	構造形式	所有者・所在地	指定年月日
兵主神社 本殿	1棟	桁行一間、梁間一間、一重、切妻造、 向拝一間、檜皮葺 附 棟札 3枚 寛永廿年の記があるもの 1 明和八辛卯年四月の記があるもの 1 明和八辛卯年六月の記があるもの 1 板札 3枚 寛永貳拾年の記があるもの 1 寛文九年の記があるもの 1 昭和五年九月奉曳の記があるもの 1 長押金具 4点 寛永貳拾暦の記があるもの 1 寛永貳拾年の記があるもの 1 伊木清三郎の記があるもの 1 かさりや五兵衛の記があるもの 1 軒付板蛇腹板 1組(23枚) 明和八載の記があるもの 獅子口瓦 明和八年他の陰刻があるもの 一対(北面、南面) 北面獅子口瓦(8点1組) 南面獅子口瓦(8点1組)	宗教法人 兵主神社  野洲市五 条 566番地	昭和63年 9月1日
名称	員数	所有者・所在地	指定年月日	
木造薬師如来坐像 像内に元亨元季辛酉四月廿六日戊巳の墨書がある 附 造立願文 元亨元季辛酉四月十一日僧 了雲卅五歳の朱書がある	1 軀 1 枚	宗教法人 宗泉寺  野洲市 妙光寺 234 番地	平成14年 3月25日	



↑ 兵主神社本殿



← 木造薬師如来坐像  
(宗泉寺蔵)